

平城宮跡東方官衙地区の発掘調査—平城第 466 次調査— 現地説明会資料  
2010 年 4 月 17 日  
独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所都城発掘調査部

### 1.はじめに

平城宮には 3 つの中枢部があります。ひとつは第一次大極殿院・朝堂院のある中央区、もうひとつは内裏・第二次大極殿から朝堂院と朝集殿院にいたる東区、そして 3 つめは東院地区です(図 1)。今回調査した東方官衙地区は、この東区と東院地区間にある南北に細長い地区で、役所(官衙)が配置されていたと考えられています。

平城宮内の官衙については、これまで宮西辺の馬寮、中央区北方の推定大膳職、東区北方にある推定内膳司を含む内裏外郭官衙、推定宮内省を含む内裏東外郭官衙、その東方の磚造基壇建物官衙、造酒司、および東区南方の奈良時代後半の兵部省、式部省、そして東方の奈良時代前半の式部省と後半の神祇官などが発掘調査で明らかになっています。

### 2. 調査の経緯と目的

一方東方官衙地区南半、北東官衙地区、西方官衙地区の様相は未解明でした。このなかでも、東方官衙地区は平安宮との対比からみて、太政官、中務省、民部省など國の中枢を支える重要な役所の所在が想定される場所です。そこで、2006 年度からここに広がる官衙区画の概要を把握するため、6 m 幅の調査区を東西、南北に設定する方法で調査を実施しています。

2006 年度(平城第 406 次)と 2007 年度(平城第 429 次)の調査では、東方官衙地区的中央を南北に流れる基幹排水路(SD2700)を挟んで東西に並ぶ官衙区画を確認しています。2006 年度の調査では東区画内で東西 61m、南北 120m 以上の範囲が築地壇で区画されていたことを確認し、その中に大規模な基壇をもつ磚石建物を確認しました。2007 年度の調査では西区画内で東西に並ぶ倉庫とみられる總柱磚石建物を、東区画内には掘立柱建物と、有機質遺物を多量に含む大型の土坑を確認しました。また南端で築地壇の北雨落溝とみられる溝を検出しました。

2008 年度(平城第 440 次)にこの有機質遺物を多量に含む土坑の全貌を調査したところ、建物建て替えに伴うごみの焼却土坑と分かり、衛府に関わる木簡群や多数の木製品を検出しました。また糞便の廐棄土坑も検出しました。

今回の調査では南端 19m 分は 1965 年度の調査区(平城第 29 次)と重複させて南北 111m の調査区を設定しました。官衙区画と区画内の建物配置、基幹排水路の行方の解明を目的としています。2010 年 1 月 19 日から開始し現在も継続中です。

### 3. 遺構の概要

発掘調査の結果、今回調査区では基幹排水路は検出されませんでした。レーダーによる地下探査の成果と合わせると、東方官衙の中央を流れる基幹排水路は、このブロックを貫いて南流すると考えられます。そのため、今回の調査区は基幹排水路の東側の区画に相当

する範囲になります。東西方向の築地壇 4 条、磚石建物 3 棟、道路 1 条、を検出し、その南では東西溝 4 条と掘立柱壇 5 条、掘立柱東西磚石建物 2 棟を確認しました。

#### 【建物】

**建物 1** 基壇を伴う桁行 3 間以上、梁行 2 間を身舎として、南北に庇をもつ東西棟磚石建物。身舎の柱間は東西約 3.8m(11 尺)、南北約 2.4m(8 尺)。庇の出は北庇は約 2.1m(7 尺)、南庇は約 3m(10 尺)と推定されます。基壇の南北幅は約 13.5m(45 尺)です。身舎と北庇の礎石は一部が抜かれて近くに落としこまれていますが、他はほぼ元の位置に遺存しています。南庇の礎石は後後に抜き取られて遺存していません。基壇の南縁に幅 0.3m の石組の雨落溝をもらします。北側に瓦が散在しています。

**建物 2** 基壇を伴う桁行 3 間以上、梁行 2 間の東西棟磚石建物。礎石は抜き取られていますが、柱間は東西約 3.8m(11 尺)、南北約 3.6m(12 尺)と推定されます。基壇の南北幅は約 10.2m(34 尺)です。

**建物 3** 基壇を伴う桁行 2 間以上、梁行 2 間の東西棟磚石建物。柱間は東西、南北ともに 3.8m(11 尺)。建物内に南北約 1.5~1.8m(5~6 尺)、東西約 1.5m(5 尺)間隔で床東の礎石(東石)が配置されているため、床張りの磚石建物と考えられます。南北両側に瓦が多数散在しています。礎石と東石は元の位置に遺存しています。總柱磚石建物を床張りの建物に造り替えたために、中央の礎石の抜き取り穴の上に、東石が設置されています。また南の礎石間に壁の基礎となる瓦列が遺存しています。

なお、これらの基壇建物 1~3 は、ある時期に基壇の南縁に付け足していることを確認しています。

**建物 4** 術行 3 間以上、梁行 2 間の東西棟掘立柱建物。柱間は約 2.4m(8 尺)。

**建物 5** 術行 6 間、梁行 2 間を身舎として北に 1 間の庇をもつ東西棟掘立柱建物。身舎の柱間は東西約 2.1m(7 尺)、南北約 2.7m(9 尺)、庇の出は約 2.1m(7 尺)です。平城第 29 次で検出された建物で、今回調査区ではその西妻を再検出しました。

#### 【築地壇】

**築地壇 1** 東西方向の築地壇。南北両側に多数の瓦が散在しています。築地基底部の幅は約 2.1m(7 尺)。平城第 429 次調査区の南端で検出した溝はこの築地壇と約 12m 離れているので、この間は東区朝堂院東門に至る東西方向の宮内道路になると想定されます。従ってこの築地壇が、建物 1~3 で構成される官衙区画の北限になると考えられます。

**築地壇 2** 建物 1 と建物 2 を区分する東西方向の築地壇。南北両側に多数の瓦が散在しています。築地基底下的整地の幅は約 1.3m。

**築地壇 3** 建物 2 と建物 3 を区分する東西方向の築地壇。南北両側に多数の瓦が散在しています。築地本体の基底部の幅は約 0.8m。

**築地壇 4** 建物 3 と道路 1 を区分する東西方向の築地壇。幅約 3m にわたって整地がみら

れますが、築地基底部は削平されておりその幅は不明です。南と北に外装の抜き取り溝がみられます。この築地帯が建物1～3からなる官衙区画の南限になるとと考えられます。

#### 【掘立柱塀】

- 東西塀1 挖立柱塀。柱間は約2.4m（8尺）。
- 東西塀2 挖立柱塀。柱間は約2m（7尺）。
- 東西塀3 挖立柱塀。柱間は約2.4m（8尺）。
- 東西塀4 挖立柱塀。柱間は約2.4m（8尺）。
- 東西塀5 平城第29次で12間分を検出した東西方向の掘立柱塀。柱間は約3m（10尺）。今回調査区では2間分を再検出しました。

#### 【溝】

- 東西溝1 幅約1mの溝。埋土に土器と焼土、炭化物を多量に含みます。
- 東西溝2 幅約3.8mの溝。
- 東西溝3 幅約2mの溝。東西塀3より古い。
- 東西溝4 幅約1.4mの溝。

#### 【道路】

- 東西道路1 南と北に幅約0.4～1mの側溝をもつ幅約9m（30尺）の東西方向の道路。調査区東端には硬化面が部分的に遺存します。

#### 4. 出土遺物

多数の瓦、土器、鉄製品、木簡、木製品（円板形木製品、籌木）、ウマの歯などが出土しています。なかでも鬼瓦と石突状鉄製品は注目されます。

#### 5. 地下探査

発掘調査を行う前に、レーダーによる地下探査を行いました。その結果、今回調査区を含む周辺の官衙区画と区画内の建物配置についての手がかりを得ることが出来ました。また東方基幹排水路SD2700は今回調査区内で東流せずさらに南流することも推定されました。

#### 6. おわりに

##### （1）異例の建物配置：塹ち並ぶ礎石建物

基壇を伴う東西棟の礎石建物が、築地帯を挟んで1棟ずつ塹ち並んでいる様子を確認しました。礎石建物の構造は3棟それが異なる様相を呈しています。

このように基壇を伴う礎石建物ごとに築地帯で細かく区分されている区画の様子は、これまでの平城宮の調査ではあまり例をみません。役所の建物配置としても異例で、どの役所の如何なる性格の区域か明確ではありませんが、類似の配置をもつ役所としては、奈良時代後半の式部省と兵部省の北半が挙げられます。式部省・兵部省では築地帯で仕切られた区画に礎石建物が1棟ずつ配置されており、執務場所とみられています。今回の役所で

は、それが連続して3列設けられ、しかもそれぞれの建物の構造が異なるという極めて珍しいものです。官人の執務空間であるとしても、それぞれが異なる役所の施設なのか等、課題が多く残されています。

##### （2）官衙区画の配置計画：東区朝堂院と一体の区画配置

平城429次調査区の南端で想定された築地帯と今回調査区の北端で検出した築地帯1の間に中軸線は、東区朝堂院東門の中軸線と一致します。このため両築地帯は東区朝堂院東門に至る幅約12m（40小尺ないし35大尺）の東西方向の宮内道路を想定できます。間に未調査区を残していますが、これは東方官衙地区が東区朝堂院と一体の配置計画に基づいていることを示すと考えられます。東方官衙地区的東区朝堂院との直接の関連性が判明したのは今回調査が初めてです。

また、礎石建物が3棟並びが官衙区画は、北限が上に想定した宮内道路に、南限が道路1により区画されていたことが明らかになりました。区画の南北幅は約57m（190小尺ないし160大尺）です。ひとつの官衙区画を確定し得た点も重要な成果です。

その南では東西方向の溝と掘立柱塀を挟んで、掘立柱建物が配置されており、異なる官衙区画と考えられます。このように少なくとも2つの異なる官衙区画を確認することができました。

##### （3）地下探査による官衙区画全体の把握

レーダーによる地下探査の成果によると、基幹排水路SD2700から東の区画には、東西棟建物が東西に2棟ずつ、南北方向に3列にわたりて合計6棟並ぶとみられます。今回はその東の列の建物と築地帯を、調査したことになります。このようにレーダーによる地下探査によって未発掘区を含めた官衙区画の全体像を把握することができました。これは平城宮内では初めての成果です。

#### まとめ

礎石建物が狭い間隔で築地帯を挟んで塹ち並ぶという極めて珍しい建物配置を明らかにし、レーダーによる地下探査と併せて、ひとつの官衙区画の全体像を把握することができました。また官衙区画の配置は東区朝堂院と強く関連する配置計画であったことも分かりました。今後、東方官衙地区的周辺を調査する上で貴重な手掛かりを得ることができたと思います。

【現地説明会を4月17日（土）13時30分から開催します。】

現地説明会のご案内を電子メールに切り替えております。ご希望の方は、  
お名前、ご住所、メールアドレスを下記アドレス宛にお送りください。

E-mailアドレス：[heijo@nabunken.go.jp](mailto:heijo@nabunken.go.jp)

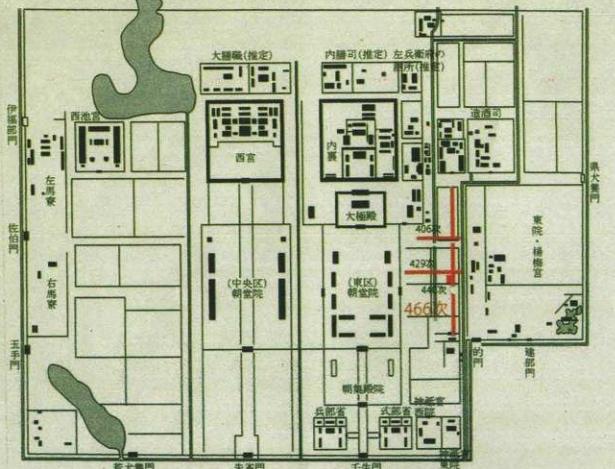


図1 奈良時代後半の平城宮と東方官衙地区の調査区

(井上和人『日本古代都城制の研究』(吉川弘文館、2008年) 図12を改変)

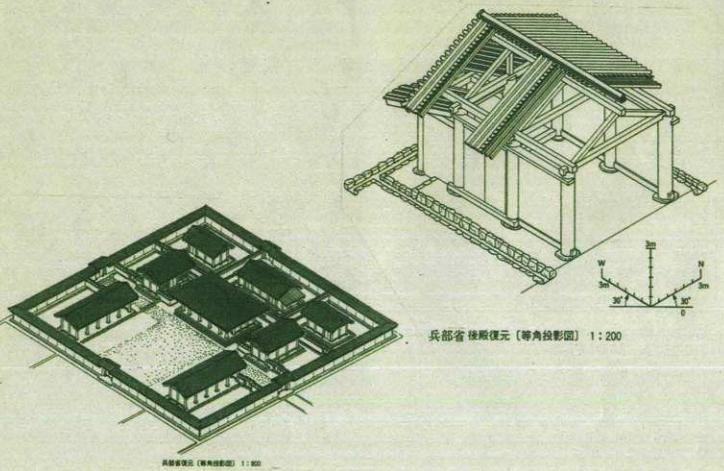


図2 平城宮兵部省の建物配置と後殿の基壇化粧

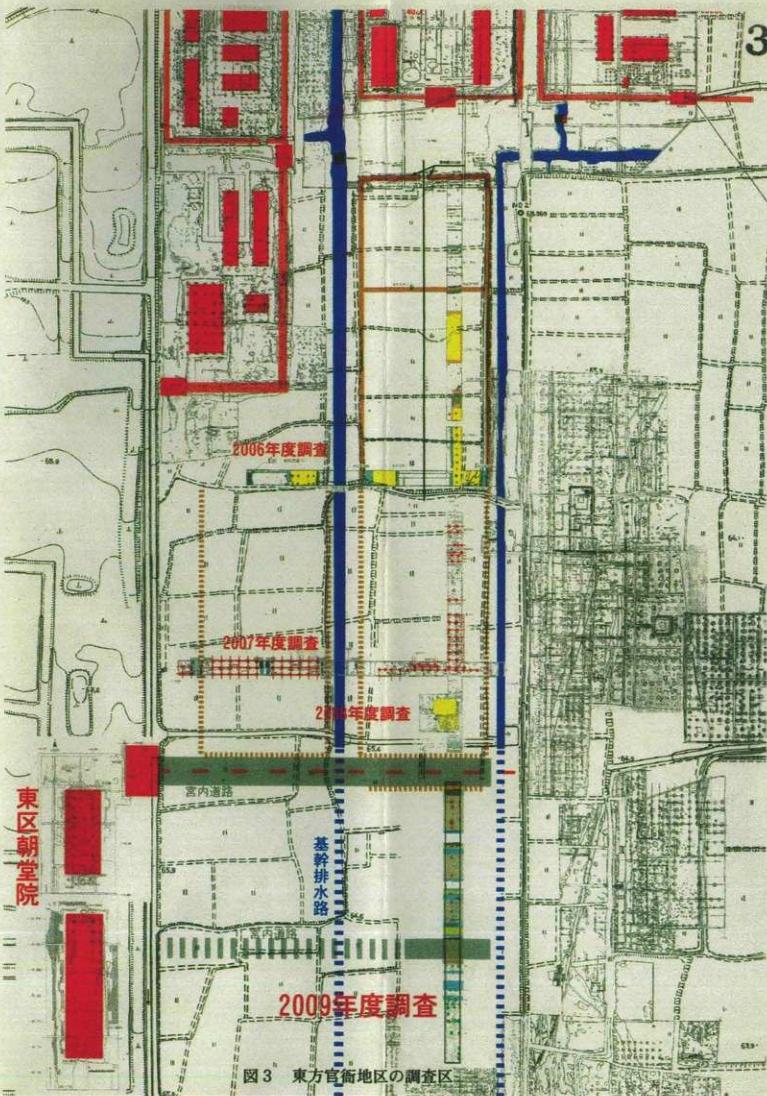


図3 東方官衙地区的調査区

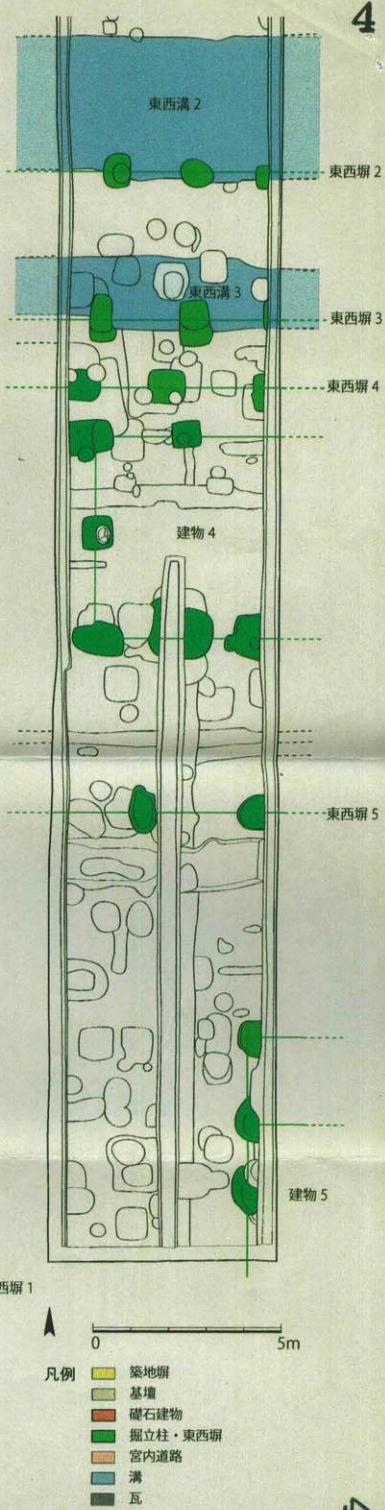


図4 平城第466次調査の検出造構図